

奈良県警察本部 告示 第 26 号

道路交通法第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、
同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 6 月 5 日

奈良県警察本部長

警視長 宮 西 健 至



1 日 時

令和 7 年 6 月 17 日 午前 8時30分

2 場 所

奈良県橿原市葛本町120番地の3

奈良県警察本部交通部運転免許課 別館聴聞会場